

農商工等連携促進法が施行されました！

- 近年、企業規模や業種、地域により景況に格差が見られる中、我が国が、地方を中心として元気を取り戻し、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中核をなす中小企業者や農林漁業者の活性化を図ることが重要である。
- このためには、中小企業者や農林漁業者が一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進することが重要である。
- この点を踏まえ、政府としても、農林水産省と経済産業省が一体となって、中小企業者と農林漁業三者のつながりを応援し、それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を促進するための措置を講ずる必要がある。



農商工等連携促進法（20年7月21日施行）

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動促進に関する法律）

農林漁業と商業・工業等の産業間連携（農商工等連携）を強化し、地域経済を活性化するための法的な枠組みを整備

中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発・販売促進等の取り組みを支援

農商工等連携促進法が支援する二つの事業スキーム

基本方針

主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣）が、農商工等連携事業・支援事業の認定基準等を策定

申請

認定

農商工等連携事業計画

目的：中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善

中小企業者（商工業者に限る）と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画を作成

支援措置

- 中小企業信用保険法の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- 食品流通構造改善促進機構の債務保証
- 農業改良資金助成法等に基支援措置づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長。
- 設備投資減税制度の創設（7%の税額控除又は30%の特別償却）
- 中小企業者に対する低利融資制度の創設（中小公庫・国民公庫）

申請

認定

農商工等連携支援事業計画

目的：中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者又は農林漁業者に対する農商工等連携事業に関する指導、助言、その他の中小企業者と農林漁業者との有機的連携の支援

公益法人又はNPOが、農商工連携事業に取り組む事業者等に対する指導・助言等の支援を行う計画を作成

支援措置

- 中小企業信用保険法の特例（事業計画の認定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人は、中小企業信用保険の対象になる。）